

市川町制施行 70 周年記念 Instagram フォトコンテスト募集要項

1. 目的

令和 7 年 7 月 25 日に、町政施行 70 周年を迎えます。これを契機に、本町のあゆみを振り返るとともに、新時代に向けて兵庫県の真ん中で「キラリと輝く市川町」の実現のための記念事業を実施します。

これまでの 70 年のあゆみを振り返りつつ、本町の恵まれた自然環境と先人たちが培ってきた伝統・文化を継承しながら、発展と活気あふれるまちになることを目的とし、記念事業を通じて、町内外に本町の魅力を PR していきます。

そこで、多くの皆さまと祝うとともに、市川町の魅力を再発見するため、Instagram フォトコンテストを開催します。採用された作品は、今後の 70 周年事業の PR や各種広報媒体等で活用します。

2. テーマ

(1) 「人とのつながり部門」

いろいろな人とのつながり、ふれあいなど町のイベントや自治会の行事などの様子がわかる写真

(2) 「まちの風景・特産品部門」

町内の自然風景、建物、文化施設、特産品やグルメの写真

3. 募集期間

令和 7 年 3 月 1 日（土）～令和 7 年 6 月 30 日（月）

4. 応募方法

(1) インスタグラムで「ichikawatown_official」をフォロー

(2) ハッシュタグ「#市川町 70th」をつけて写真を投稿

※指定のハッシュタグがついていない投稿は、応募対象外となります。

(3) 応募、投稿回数に制限はありませんが、一回の投稿につき画像の添付は 1 点としてください。複数画像が投稿された場合は、1 枚目の画像のみ応募対象となります。

(4) 撮影した場所や市川町に関わるものが何かわかるように投稿文（キャプション）に記載してください。

(5) 公開アカウントで投稿してください。非公開アカウントでの投稿は応募対象外となります。

(6) ご応募いただいた時点で募集要項に同意されたものとみなします。

5. 結果通知

- (1) 作品の選考・審査については、選考委員会が行います。
- (2) 入賞のご連絡は、市川町公式アカウント（ichikawatown_official）よりインスタグラムのダイレクトメッセージ（DM）で行います。
- (3) 入賞者へはオリジナルの写真のご提供をお願いしますので、誤って削除されないようご注意ください。
- (4) 入賞者には町の特産品を進呈いたします。また、町広報紙及び公式ホームページにて発表します。（公表については、事前に確認いたします。）

6. 注意事項

- (1) 応募者は複数応募可能としますが、応募者本人が撮影したものに限りします。
- (2) 撮影画像に合成等の修正を加えた作品は不可とします。
- (3) 審査の対象となる作品は、市川町内で撮影した写真に限りします。
- (4) 応募期間前に撮影した写真も応募可能です。
- (5) 肖像権の問題など、応募作品に関連して第三者との間でトラブルが生じた場合、全て応募者の責任において対処し、町は一切の責任を負いません。人物を含む写真を応募する場合は、事前に許可を得てから応募してください。
- (6) 全ての応募作品は、市川町が出稿する広告、イベント等、その他広報媒体に使わせていただく場合があります。この場合、投稿された写真は市川町で自由に編集を行ったうえで、掲載させていただきます。
- (7) 応募いただいた写真は、市川町公式アカウント（ichikawatown_official）にて再投稿する場合があります。
- (8) 本募集に関わるインターネット通信料・接続料等は応募者の負担となります。



Ichikawatown_official

7. 禁止事項

本募集への応募に際し、以下の行為を禁止します。以下の行為が発見された場合、応募投稿は無効とします。

- (1) 本募集の運営を妨害する行為
- (2) 他人への誹謗中傷、脅迫、いやがらせに該当する行為
- (3) 他人のプライバシー、肖像権、パブリシティ権を侵害する行為

- (4) 他人の名義、その他会社等の組織名を名乗ること等による「なりすまし」行為
- (5) 他人の著作権その他の知的財産権を侵害する行為
- (6) 他の印刷物、展覧会などで公表されている画像を投稿する行為
- (7) 営利を目的とした情報提供、広告宣伝もしくは勧誘行為
- (8) 法令に違反する行為および違反する行為を幫助・勧誘・強制・助長する行為
- (9) 公序良俗、一般常識に反する行為
- (10) わいせつ、児童ポルノおよび児童の性的搾取を助長するデータを投稿する行為
- (11) 本募集のサーバーに過度の負担を及ぼす行為
- (12) Instagram の利用規約・法令に違反する行為
- (13) 市川町が悪質または不適切であると判断する行為
- (14) その他上記に準ずる行為

9. 問い合わせ先

市川町企画政策課

〒679-2392 兵庫県神崎郡市川町西川辺 165-3

電話：0790-26-1010 FAX：0790-26-1049

Mail：kikaku@town.ichikawa.lg.jp